令和５年度第４回唐津地域公共交通活性化協議会

会議録（協議結果）

令和５年度第４回唐津地域公共交通活性化協議会は書面による議決とし、つぎの結果から、承認されたものとする。

１　議　案

議案第１号　地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

〔　賛３０、否０、賛否なし１、無効２　〕

２　結　果

上記の結果により、議案第１号について過半数の賛成をもって承認された。

３　協議状況

委員数３３名（会長除く）　　提出者数３１名

■ ご意見等

・一人暮らしで病院等へ行くときバスが必要です。今までのように維持してください。
・デマンドタクシーの利用者が増える事を願っています。
・交通事業者は、地域の住民の生活を支える為、利益は考えず赤字で運行している。行政がもっと支援するべきと考える。

唐津地域公共交通活性化協議会　委員一覧

敬称略

	所　　属	役　職　等	氏　　名	備考
1	唐津市	副市長	脇山　秀明	
2	学識経験者	学識経験者	井上　信昭	
3	唐津地区行政連絡員会	副会長	安岡　一徳	
4	地域まちづくり会議（浜玉地区）	委員	吉村　悦子	
5	唐津市民生・児童委員連絡協議会	民生委員	吉村　みつ子	
6	唐津市相知地区行政連絡員会	副会長	松本　伸之	
7	唐津市北波多女性ネットワーク「未来」	会長	合田　富士子	
8	唐津市食生活改善推進協議会 肥前支部	支部長	江川　千代美	
9	唐津上場商工会	女性部長	古舘　日登美	
10	呼子地区行政連絡員会	代表	谷口　博憲	
11	七山地区行政連絡員会	大白木行政連絡委員	中村　直樹	
12	唐津市地域婦人連絡協議会	副会長	中武　友子	
13	唐津地区PTA連合会	顧問	緒方　哲哉	
14	唐津市老人クラブ連合会	会長	峯　信廣	
15	唐津地区小中学校校長部会	会長 （久里小学校）	宮本　克一	
16	唐津商工会議所	専務理事	山下　正美	
17	唐津上場商工会	会長	坂本　金満	
18	佐賀県旅客船協会	会長	中道　清成	
19	唐津市社会福祉協議会	事務局長	吉田　稔	
20	佐賀県バス・タクシー協会	専務理事	草野　武生	
21	昭和自動車株式会社 乗合事業部	副部長	小島　裕之	
22	昭和バス労働組合	執行委員長	中島　栄治	
23	九州地方整備局佐賀国道事務所	計画課長	藤本　知法	
24	佐賀県地域交流部 さが創生推進課	係長	坂井　歩美	
25	佐賀県唐津土木事務所	所長	岸川　俊介	
26	唐津警察署	交通課長	千早　昭平	
27	九州旅客鉄道株式会社 佐賀鉄道事業部	運輸課長	佐野　嘉彦	
28	特定非営利活動法人 通院送迎サービスふれあい	理事	奥村　文枝	
29	株式会社　玄海タクシー	代表取締役	楠田　愁一郎	
30	玄海町民生委員・児童委員協議会	民生児童委員	伊藤　くみ子	
31	玄海町区長会	新田区長	鬼木　茂信	
32	玄海町社会福祉協議会	事務局長	渡邉　藤江	
33	玄海町	防災安全課長	日高　大助	
34	協議会が必要と認める者 公共交通所管	政策部長	濵口　智	

オブザーバー

	九州運輸局佐賀運輸支局	首席運輸企画専門官	牟田　嘉伊座	

任期：委嘱の日から令和６年５月２８日

資料①

地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
～　令和６年４月１日から令和６年９月３０日運行分　～

(1) 地域内フィーダー系統とは

地域内フィーダー系統とは、複数の市町にまたがって走る広域的なバス路線である地域間幹線系統に対し、支線として接続して運行するバス路線のことです。

補助対象期間は、下図のとおり令和５年１０月１日から令和６年９月３０日までの運行で、本計画は、令和５年６月の協議会で承認をいただきました。

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請の流れ

	令和５年度										令和６年度											
	R5.6	7	8	9	10	11	12	R6.1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	R7.1	2	3
計画提出の承認	●R5.6.26第１回協議会																					
計画変更の書面議決									●R6.2													
計画変更の提出									◎→☆		認定											
事業対象期間					←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→						
今回変更する期間											←→	←→	←→	←→	←→	←→						
補助金交付																		◎事業者	申請		☆交付	

【凡例】●実施　◎☆予定　←→変更対象期間

(2) 計画の変更理由及び補助対象路線

今回、地域公共交通利便増進実施計画を１月に策定し、令和６年４月から大きく路線の再編が行われることに伴い、地域内フィーダー系統確保維持計画も合わせて変更する必要がでてきたため、協議会を開催し、委員の皆様へ諮るものです。路線は令和６年４月から改正されるため、期間は、令和６年４月１日から令和６年９月３０日運行分を変更いたします。

―補助対象路線―

	路線名(系統名)	起点	経過地	終点
1	波戸岬	呼子	名護屋浜・名護屋城	波戸岬国民宿舎
2	加部島	呼子		加部島杉村
3	呼子台場	呼子		呼子台場みなとプラザ
4	呼子・名護屋浜	呼子	小友・名護屋浜	呼子
5	呼子・加部島	呼子	加部島杉村	呼子
6	呼子・波戸岬	呼子	名護屋城址	波戸岬国民宿舎
7	星賀（ジャンボタクシー）	入野		星賀
8	納所	入野		納所
9	高串	入野	古保志気	高串福祉センター前
10	京泊・納所	波止内広場	京泊・納所	入野
11	瓜ケ坂・高串	入野	高串福祉センター前	黒崎
12	駄竹・星賀	入野	星賀	駄竹高齢者センター前
13	市内東	唐津駅	シーサイド前	唐津駅
14	市内西	大手口	りふれ・済生会病院前	唐津駅
15	市内南	大手口	唐津赤十字病院前	唐津駅
16	市内南	大手口	唐津駅・アルピノ前	唐津赤十字病院
17	イオン	大手口	用尺南	イオン前
18	市内	大手口	まいづるCARROT店	大島液化ガス
19	市内	大島液化ガス	用尺南	市民グラウンド
20	市内	市民グラウンド	百人町	大島液化ガス
21	市内	大島液化ガス	大手口	唐津東中高前
22	市内	唐津フェリーターミナル	西唐津駅前	大手口
23	志気	市民病院きたはた		志気
24	成渕	市民病院きたはた		成渕上

	補助対象路線名	起点	経過地	終点	R6.４月～
1	波戸岬	呼子	名護屋浜・名護屋城	波戸岬国民宿舎	統合
2	加部島	呼子		加部島杉村	
3	呼子台場	呼子		呼子台場みなとプラザ	
4	呼子・名護屋浜	呼子	小友・名護屋浜	呼子	
5	呼子・加部島	呼子	加部島杉村	呼子	
6	呼子・波戸岬	呼子	名護屋城址	波戸岬国民宿舎	統合
7	星賀（ジャンボタクシー）	入野		星賀	減便
8	納所	入野		納所	減便
9	高串	入野	古保志気	高串福祉センター前	減便
10	京泊・納所	波止内広場	京泊・納所	入野	デマンドへ移行
11	瓜ケ坂・高串	入野	高串福祉センター前	黒崎	デマンドへ移行
12	駄竹・星賀	入野	星賀	駄竹高齢者センター前	デマンドへ移行
13	市内東	唐津駅	シーサイド前	唐津駅	
14	市内西	大手口	りふれ・済生会病院前	唐津駅	
15	市内南	大手口	唐津赤十字病院前	唐津駅	
16	市内南	大手口	唐津駅・アルピノ前	唐津赤十字病院	廃止
17	イオン	大手口	用尺南	イオン前	廃止
18	市内	大手口	まいづるCARROT店	大島液化ガス	廃止
19	市内	大島液化ガス	用尺南	市民グラウンド	廃止
20	市内	市民グラウンド	百人町	大島液化ガス	廃止
21	市内	大島液化ガス	大手口	唐津東中高前	廃止
22	市内	唐津フェリーターミナル	西唐津駅前	大手口	廃止
23	志気	市民病院きたはた		志気	
24	成渕	市民病院きたはた		成渕上	
25	肥前地区デマンドタクシー		肥前地区内		運行開始
26	相知・厳木地区デマンドタクシー		相知・厳木地区内		
27	浜玉地区デマンドタクシー		浜玉地区内		
28	七山地区デマンドタクシー		七山地区内		

(3) 路線図

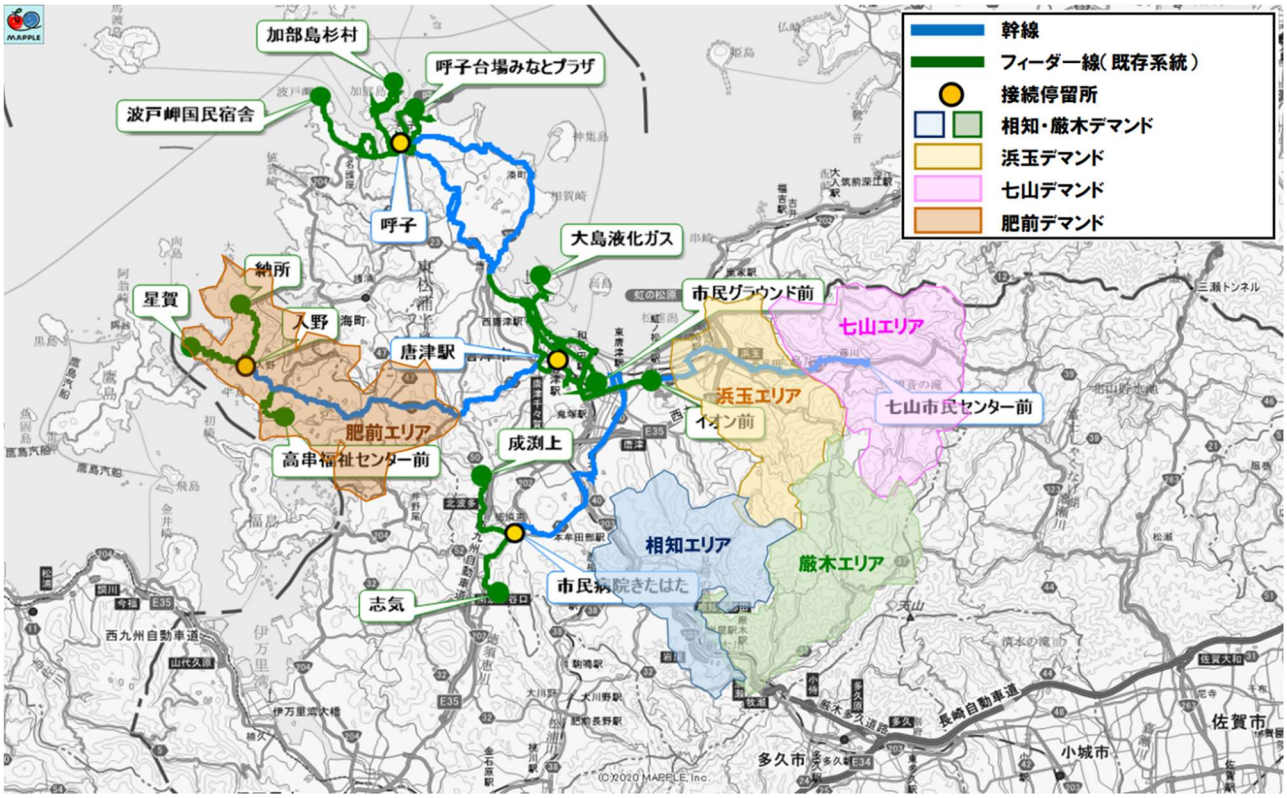

２４系統に加え、新たにデマンドタクシーのエリアを追加し、国へ申請を行います。

(4) 主な変更のポイント

・事業対象期間は令和５年１０月１日から令和６年９月３０日のため、令和６年３月３１日をもって廃止や系統の統合、減便になる路線も半年分(R5.10.1～R6.3.31)を申請します。
※前ページ「補助対象路線」のオレンジ色の路線になります。

・デマンドをフィーダー申請に追加。(相知・厳木地区、浜玉地区、七山地区、肥前地区)
※前ページ「補助対象路線」の赤色の部分になります。

・「資料②」が国へ提出する申請書になっております。変更箇所は赤字で記載している部分になります。

・別表１「目標収支率表」の変更部分は赤字にて記載しております。路線が減便になる「呼子台場線」「星賀線」「納所線」「高串線」と、新たに申請するデマンドタクシーの４つになります。目標数値の設定方法は、唐津地域公共交通利便増進実施計画でお示しした目標数値を参考に、収支率の見込み数値を算出し、目標数値としております。

(参考)

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金とは？
通称「フィーダー補助」といい、国のバス運行等に対する補助メニューのひとつ。利用者が多く、地域の拠点間をつなく幹線路線バスを補完し、接続する赤字の支線が補助対象となる。補助要件を満たし、交付が決まると、運行経費の最大２分の１の補助が受けられる。(ただし、市町村ごとに補助上限額が設けられる。)

資料②
（申請書）

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）（案）

（策定年月日）令和５年６月２６日
（変更年月日）令和６年２月　　日
（名称）唐津地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
唐津市地域内フィーダー系統確保維持計画
１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
唐津市は、平成１７年１月１日に唐津市と東松浦郡浜玉町、厳木町、相知町、北波多村、肥前町、鎮西町及び呼子町の１市６町1村が合併し、平成１８年１月１日には七山村を編入合併し現在の唐津市となり、佐賀県下第２位の人口規模で、総面積では佐賀県の約５分の１を占める広さとなった。 この広域に路線バスによる公共交通網が広がっており、旧唐津市と旧呼子町・旧肥前町・玄海町を結ぶ幹線及び枝線（乗継路線）が、主に高齢者の通院・買い物や学生の通学などに利用されている。そのため、人口の減少や自家用車の普及により利用者は減少しているが、住民にとって生活に必要不可欠な交通手段となっている。 そのような中、平成２３年３月に地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づく「唐津市地域公共交通総合連携計画」を策定し、路線バスの実証運行を実施。 平成２５年４月１日から、呼子地区・入野地区（肥前町）を中心に乗継路線の実証運行を実施し、住民の意見等を反映させ、平成２５年１０月１日より本格運行を開始した。 平成２７年度には佐賀県及び唐津市が行った調査事業の結果を基に、「唐津地域公共交通網形成計画」を策定し、翌年度にはこの計画に基づく「唐津地域公共交通再編実施計画」を策定。 平成２８年８月から市内循環線のフィーダー化、１０月から市内線のフィーダー化、呼子地域内フィーダーの大幅な路線見直し、平成３０年４月から隣接する玄海町の乗継拠点整備等を行い、運行路線・ダイヤの総合的な最適化を図り、平成３１年４月から肥前町エリア、令和２年４月から厳木エリア、令和２年１０月から相知エリア、令和４年４月から浜玉町、七山エリアについて路線等の見直しを行った。 また、令和３年度には、「唐津地域公共交通計画」を策定。令和５年度にこの計画に基づく「唐津地域公共交通利便増進実施計画」を策定し、公共交通の利便増進に係る取組を推進していく。 これからも、枝線（乗継路線）については、幹線交通との相互の連携を図りつつ、地域内フィーダー路線として確保・維持する事で、住民の生活交通手段を存続させていく必要がある。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

各路線とも路線毎の経常収支率が前々年度を維持することによって、公的資金投入額について前々年度を上まわらないことを目標とする。

また、「呼子台場線」「星賀線」「納所線」「高串線」については、令和６年４月から再編を実施する路線、「肥前地区デマンドタクシー」「相知・厳木地区デマンドタクシー」「浜玉地区デマンドタクシー」「七山地区デマンドタクシー」は、新しく計画に追加する路線となり、唐津地域公共交通利便増進実施計画で示した目標数値を鑑みて、収支率の見込み数値を算出し、その値を目標数値とする。

※目標収支率については別表１「令和6～8年度　唐津市地域内フィーダー系統目標収支率表」を参照

（２）事業の効果

唐津市内の各地域内フィーダー路線を維持することにより、車を運転できない高齢者等の交通弱者の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。
また、幹線・枝線のネットワークが連携することで公共交通が便利に感じられ、地域住民だけでなく観光客においても利用しやすくなり、外出促進・地域活性化にもつながる。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・利用促進策として、バスの乗り方教室を開催（運行事業者）
・外国人観光客が多い呼子線に外国語表記・外国語音声案内を導入する事により、外国人の利便向上を図る（一部導入済・運行事業者）
・買い物・病院等へのアクセスがわかりやすい目的別時刻表の作成
（唐津地域公共交通計画　Ｐ９５－９６参照）
・市ホームページで利用促進のキャンペーンの案内、会議や集会に出向いた際に公共交通の利用の現状と利用促進を案内（唐津市）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を添付
① 別添時刻表のとおり
② 唐津市内において、路線バス運行事業者は、昭和自動車（株）のみのため
③ 別添路線図のとおり

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

唐津市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を基準に負担することとしている。

６．補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

昭和自動車株式会社
7．補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 **【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】**
該当なし
8．別表１の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし
9．別表１の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし
10．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
該当なし
11．外客来訪促進計画との整合性 **【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】**
該当なし
12．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を添付。
13．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

【目的】
経営体質のスリム化や、徹底した人件費の抑制、増収対策等に努めることで経営改善を図ってきているが、人口減少や自家用車の普及などにより、利用者の公共交通機関離れは年々進んでおり、厳しい経営状況が続いている。また、車齢が 20 年を超えるなど耐用年数を大幅に上回る車両を多数抱えており、これらの車両については修繕を重ねながら運行を続けている状態であり、早急な買い替えが必要となっている。しかしながら、厳しい経営環境のなか自己財源での車両購入は困難であるため、車両の導入は厳しい状況にある。
そのような中で、行政が支援を行うことで車両を更新し、車両の故障やトラブルを未然に防ぎ安心・安全な運送を確保するとともに、乗降のしやすさなど利用者の利便性向上を図ることを目的とする。
【必要性】
高齢者や障がい者、妊産婦、幼い子どもなど、誰でも安心して利用できるバス車両を購入する必要がある。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

市内線東、市内線西、市内線南、の収支率をそれぞれ、25%、33%、36%以上とする。

（２）事業の効果

高齢者の通院、買い物客が多い市内線東、市内線西、市内線南路線に低床バスを３台導入する事で、利用者はバスの乗り降りが楽になり、利便性が向上する。
また、車体の腐食、エンジン出力の低下、冷房機能の低下など車両の老朽化が進んでおり（令和５年３月現在、平均車齢 12.5 年）、新しい車両を導入することで安全面の強化ばかりでなく、燃料費や修繕費等が軽減される等の効果が期待できる。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表６」を添付
※なお、唐津市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を基準に負担することとしている。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

・平成 27 年 6 月 22 日
→平成 28 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について承認
・平成 28 年 2 月 8 日
→唐津地域公共交通再編実施計画について協議
平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価結果について承認
・平成 28 年 3 月 25 日
→唐津地域公共交通再編実施計画について協議
・平成 28 年 5 月 30 日
→唐津地域公共交通再編実施計画について協議・承認
平成 29 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について承認
・平成 28 年 7 月 19 日
→平成 29 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）変更認定申請について書面決議にて承認
・平成 29 年 3 月 29 日
→唐津地域公共交通再編実施計画(変更)について協議・承認
平成 29 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）変更認定申請について承認
・平成 29 年 7 月 28 日
→平成 30 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議・承認
・平成 30 年 1 月 24 日
→平成 29 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の事業評価について協議・承認
・平成 30 年 6 月 26 日
→平成 31 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議
・平成 31 年 1 月 9 日
→平成 30 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の事業評価について協議・承認
・平成 31 年 2 月 25 日
→平成 31 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の変更認定申請について承認
・令和元年 6 月 25 日
→令和 2 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議・承認
・令和 2 年 1 月 10 日
→令和元年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の事業評価について協議・承認
・令和 2 年 6 月 25 日
→唐津地域公共交通再編実施計画（変更）について協議・承認
令和 3 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議・承認
・令和 3 年 1 月 25 日
→令和 2 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の事業評価について協議・承認
・令和 3 年 6 月 25 日
→令和 4 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議・承認
・令和 4 年 1 月 25 日
→令和 3 年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の事業評価について協議・承認

・令和４年３月24日
→唐津地域公共交通計画について協議・承認
・令和４年６月24日
→令和５年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議・承認
・令和５年１月25日
→令和４年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の事業評価について協議・承認
・令和５年６月26日
→令和６年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）について協議・承認
・令和６年１月19日
→令和２年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の事業評価について協議・承認
→唐津市地域公共交通利便増進実施計画について協議・承認
・令和６年２月　日
→令和６年度唐津市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー計画）の変更について協議・承認（案）

21. 利用者等の意見の反映状況

唐津地域公共交通活性化協議会の構成員に、住民又は利用者の代表として、「老人クラブ連合会」「地域婦人連絡協議会」「唐津商工会議所」「唐津上場商工会」「社会福祉協議会」の各種団体の代表者及び地区ごとの住民代表者が含まれており、意見を反映して本計画を作成している。
また、利用者の意見においても、調査等で寄せられた意見を参考に、各路線の再編において運行時刻やルートの設定に活用している。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	佐賀県地域交流部　さが創生推進課
関係市区町村	唐津市　政策部　交通政策課 玄海町　防災安全課
交通事業者・交通施設管理者等	昭和自動車(株)、九州旅客鉄道(株)、唐津警察署、佐賀国道事務所、唐津土木事務所
地方運輸局	佐賀運輸支局
その他協議会が必要と認める者	地区行政連絡員会、地域婦人連絡協議会、ＰＴＡ連合会、老人クラブ連合会、校長会、社会福祉協議会、佐賀県旅客船協会、唐津商工会議所、唐津上場商工会、佐賀県バス・タクシー協会、唐津市政策部、玄海町防災安全課

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）　佐賀県唐津市西城内１－１
（所　属）　政策部　交通政策課
（氏　名）　宮﨑　拓実
（電　話）　0955-72-9144
（e-mail）　koutsuuseisaku@city.karatsu.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。
また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

呼子・鎮西地区

始発～9時
16時～終日　再編前と同様
幹線系統
湊・呼子線
呼子線
値賀・名護屋線
地域内フィーダー
③呼子台場線
②加部島線
①波戸岬線
加部島杉村
加部島中部
加部島渡船場
波戸岬
国民宿舎
波戸
波戸港入口
鳥の巣
波戸岬少年自然の家
先部
大久保（鎮西町）
名護屋城址
名護屋城博物館入口
鎮西支所前
名護屋港入口
名護屋浜
名護屋大橋
伊達政宗陣跡
ひばりヶ丘
殿の浦西
殿の浦
殿の浦入口
呼子大橋
呼子
片島
呼子台場みなとプラザ
長沙子
横竹
持山
小友入口
丸田
藤の辻
七ツ釜入口
波戸岬線
加部島線
呼子台場線
湊・呼子線
呼子線
値賀・名護屋線

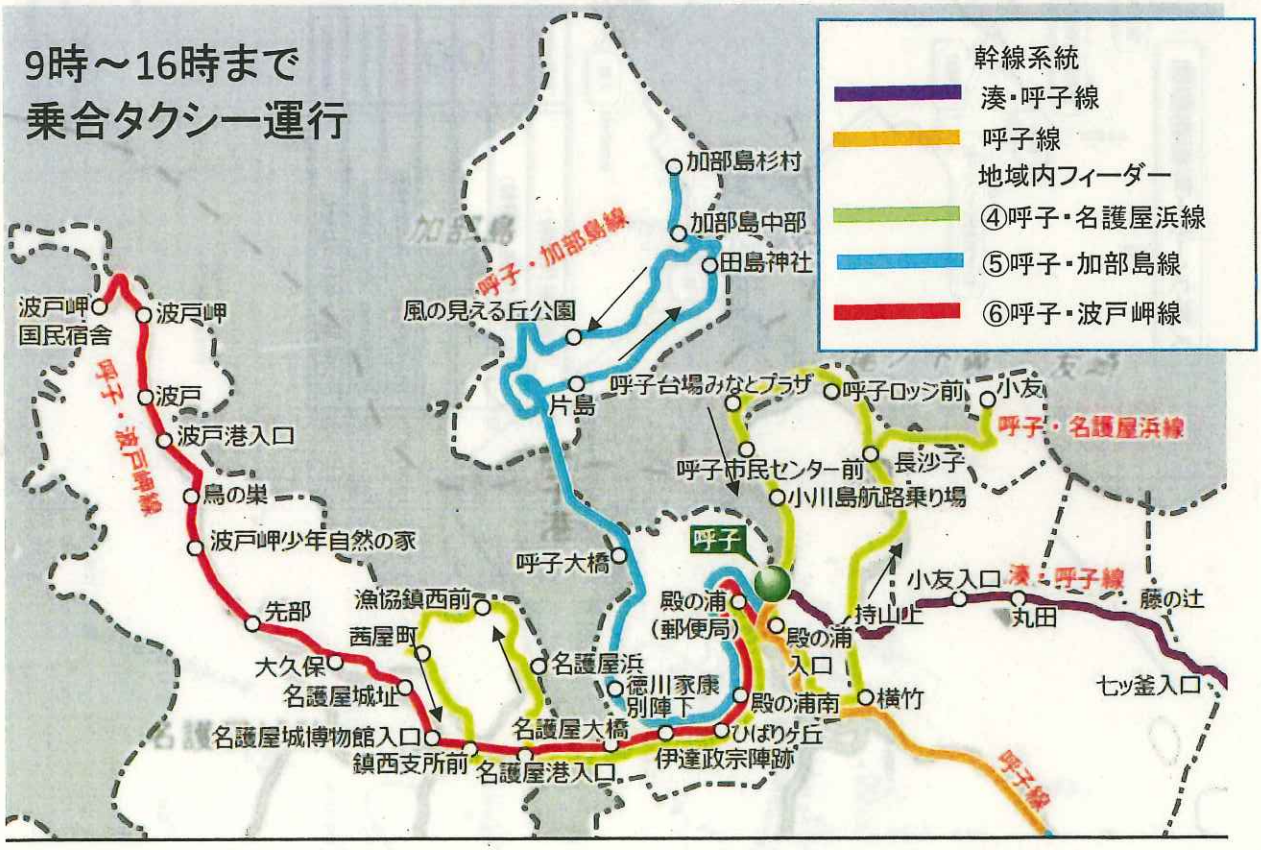
9時～16時まで
乗合タクシー運行
幹線系統
湊・呼子線
呼子線
地域内フィーダー
④呼子・名護屋浜線
⑤呼子・加部島線
⑥呼子・波戸岬線
加部島杉村
加部島中部
田島神社
風の見える丘公園
波戸岬
国民宿舎
波戸
波戸港入口
鳥の巣
波戸岬少年自然の家
先部
漁協鎮西前
西屋町
大久保
名護屋城址
名護屋城博物館入口
鎮西支所前
名護屋港入口
名護屋浜
名護屋大橋
伊達政宗陣跡
ひばりヶ丘
徳川家康別陣下
殿の浦南
殿の浦（郵便局）
殿の浦入口
呼子大橋
呼子
片島
呼子台場みなとプラザ
呼子ロッジ前
小友
呼子市民センター前
長沙子
小川島航路乗り場
持山
小友入口
丸田
藤の辻
七ツ釜入口
横竹
呼子・加部島線
呼子・波戸岬線
呼子・名護屋浜線
湊・呼子線
呼子線

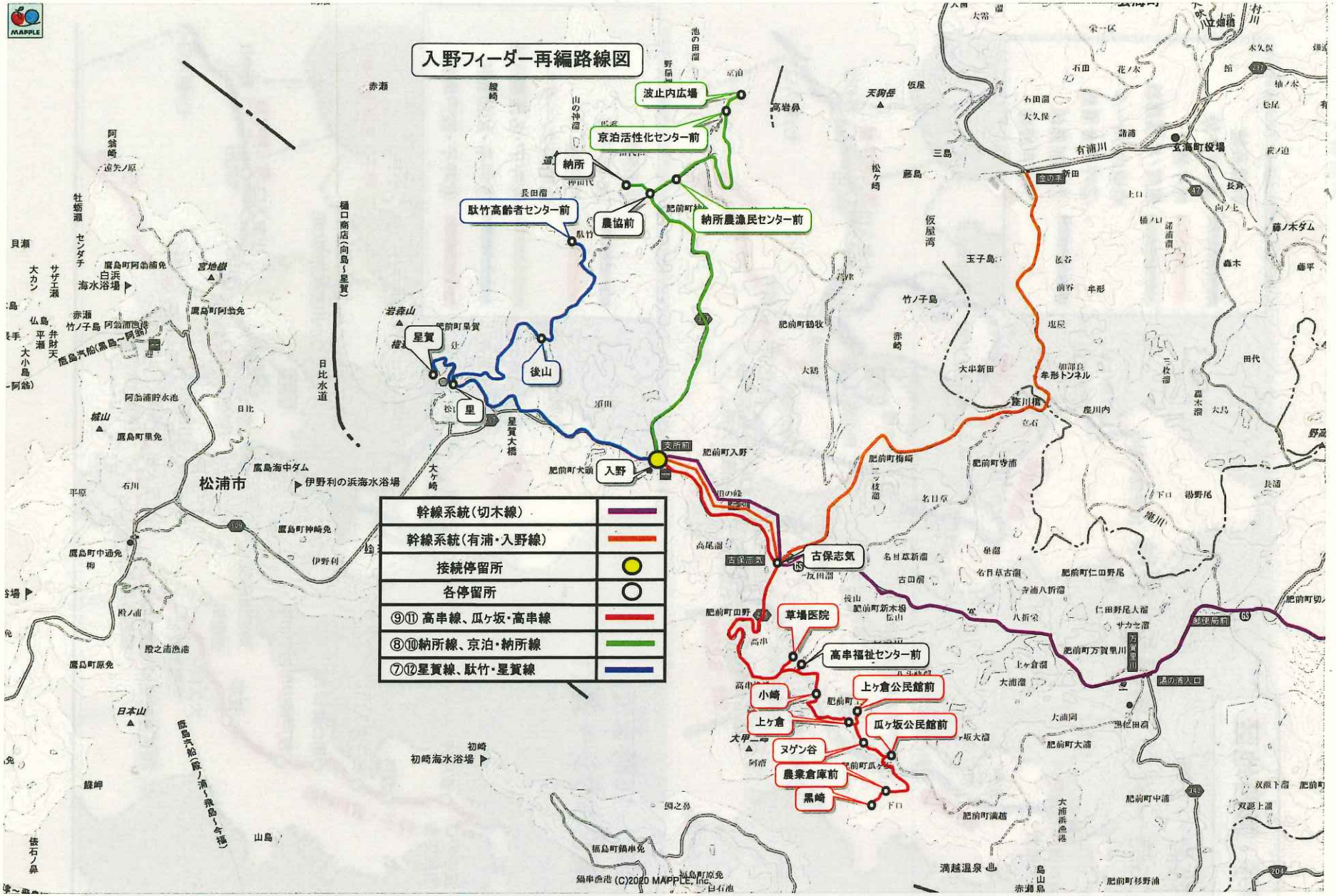
入野フィーダー再編路線図
波止内広場
京泊活性化センター前
納所
駄竹高齢者センター前
農協前
納所農漁民センター前
星賀
後山
里
入野
古保志気
草場医院
高串福祉センター前
小崎
上ケ倉公民館前
上ケ倉
瓜ケ坂公民館前
ヌゲン谷
農業倉庫前
黒崎
幹線系統(切木線)
幹線系統(有浦・入野線)
接続停留所
各停留所
⑨⑪高串線、瓜ケ坂・高串線
⑧⑩納所線、京泊・納所線
⑦⑫星賀線、駄竹・星賀線
松浦市
伊野利の浜海水浴場
初崎海水浴場
(C)2020 MAPPLE, Inc.

市内線（東・西・南コース）

りふれ
渚生会病院
大手口
唐津駅
唐津赤十字病院
市内線西コース
市内線東コース
市内線南コース
⑭市内線西コース（大手口始発～唐津駅終点）
⑬市内線東コース（唐津駅始発～唐津駅終点）
⑮市内線南コース（大手口始発～唐津駅終点）
⑯市内線南コース（赤十字病院線）

⑰イオン線

申請番号（１７）

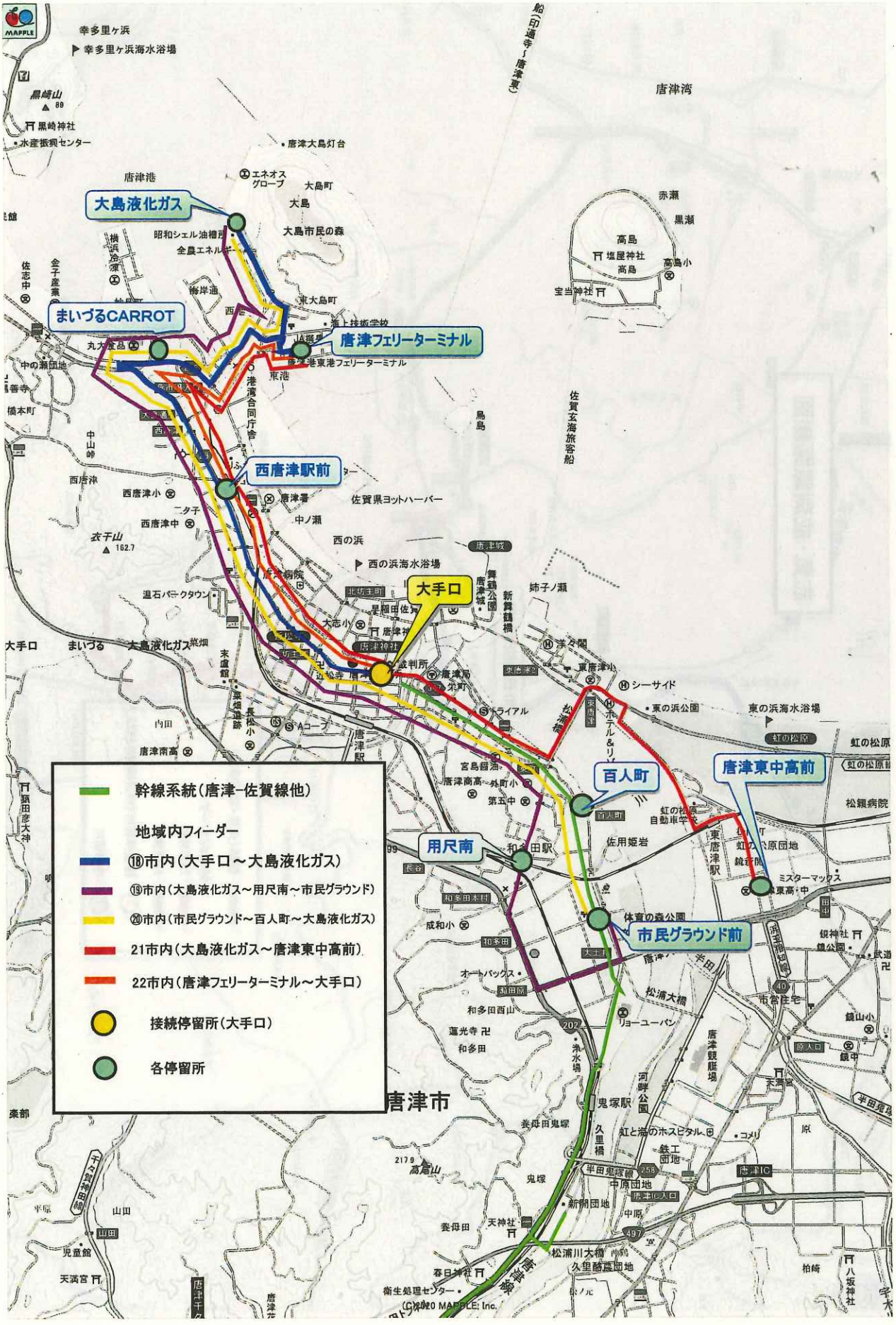
大島液化ガス
まいづるCARROT
唐津フェリーターミナル
西唐津駅前
大手口
百人町
唐津東中高前
用尺南
市民グラウンド前
幹線系統（唐津−佐賀線他）
地域内フィーダー
⑱市内（大手口～大島液化ガス）
⑲市内（大島液化ガス～用尺南～市民グラウンド）
⑳市内（市民グラウンド～百人町～大島液化ガス）
21市内（大島液化ガス～唐津東中高前）
22市内（唐津フェリーターミナル～大手口）
接続停留所（大手口）
各停留所
唐津市
唐津湾
(C)2020 MAPPLE Inc.

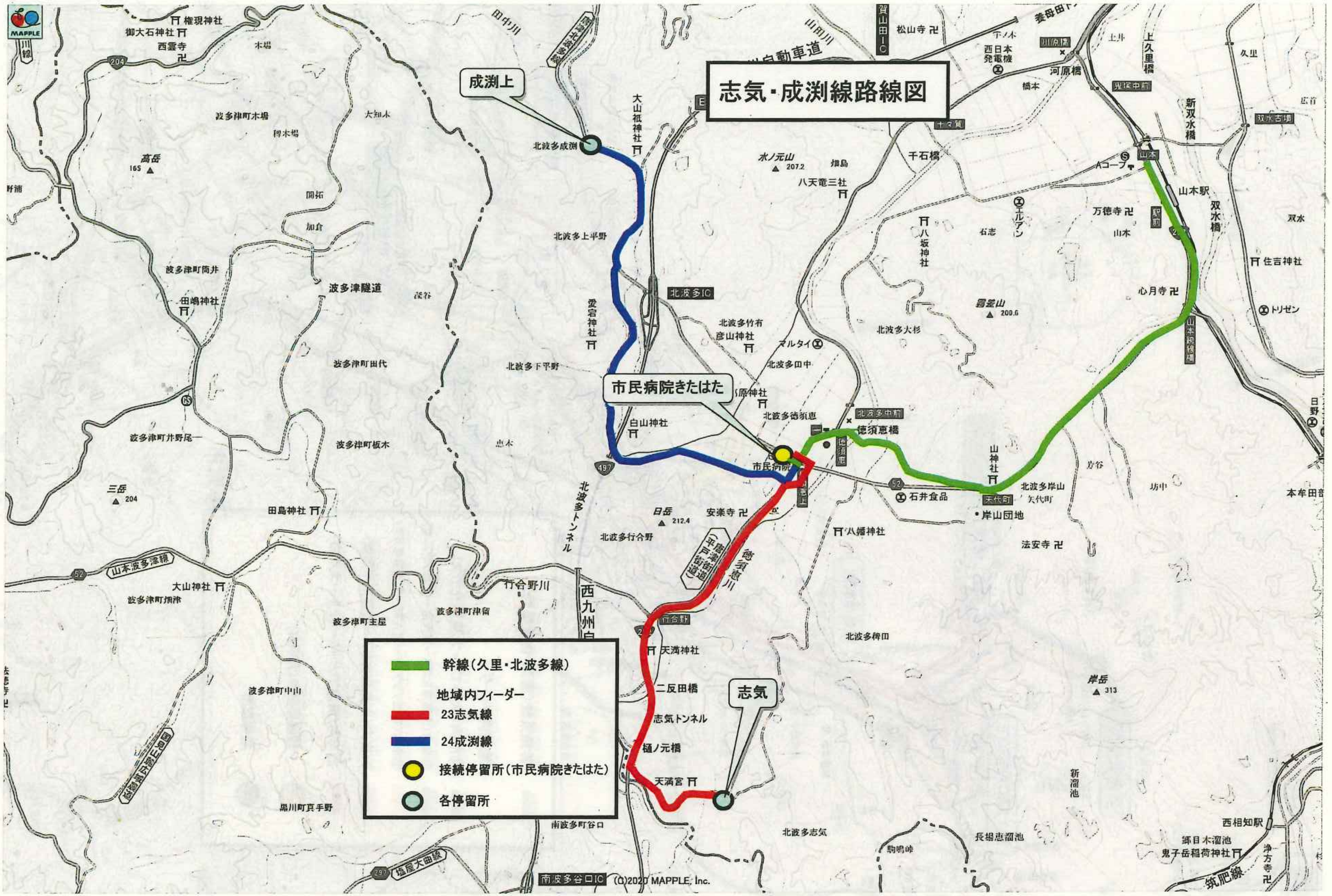
志気・成渕線路線図
成渕上
市民病院きたはた
志気
幹線（久里・北波多線）
地域内フィーダー
23志気線
24成渕線
接続停留所（市民病院きたはた）
各停留所
(C)2020 MAPPLE, Inc.

申請番号（22）～（23）